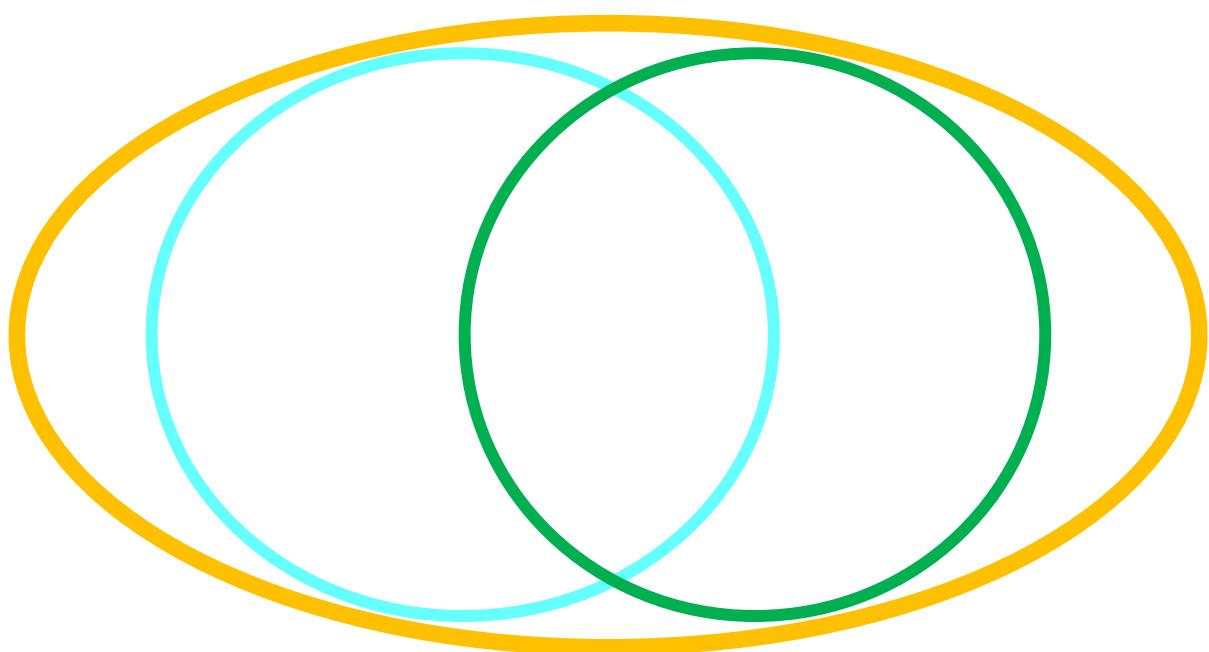


丹波市

参画と協働の指針



平成23年（2011年）3月

丹波市自治基本条例審議会／丹波市

目 次

はじめに

I	丹波市のまちづくりの方向と「参画と協働」の位置づけ	1
(1)	丹波市総合計画〔後期基本計画〕より	1
(2)	丹波市の課題と解決の方向	2
II	「参画と協働」をより深く理解するために	3
1.	参画と協働の指針とは	3
2.	参画と協働とは（定義）	3
3.	なぜ参画と協働なのか（背景と必要性）	3
4.	参画と協働がもたらすもの（効果）	4
5.	参画と協働と自治基本条例	5
6.	協働の領域とかたち	5
7.	協働のパートナーとは（協働の主体と連携の相手）	7
III	参画と協働をよりよく進めるために	8
1.	協働の原則（ルール）	8
2.	参画と協働の段階（ステップ）	11
3.	参画と協働のコツ（協働事業をスムーズに進めるために）	11
4.	参画と協働のまちづくりに向けて	11
IV	参画と協働の具体例	13
1.	丹波市における事例	13
(1)	鴨庄ふれあいバス（コミュニティ・バス）の運営	13
(2)	恐竜を活かした地域づくり（上久下地域自治協議会）	16
2.	他地域の事例	22
(1)	みのおの山パトロール隊（大阪府箕面市）	22
(2)	朝来市和田山町白井地区大町藤公園の管理運営（藤まつりの実施等）	22
資料	①丹波市自治基本条例審議会開催経過 ②丹波市自治基本条例審議会委員名簿	i iii

I 丹波市のまちづくりの方向と「参画と協働」の位置づけ

(1) 丹波市総合計画〔後期基本計画〕より

丹波市総合計画〔後期基本計画〕では、丹波市の将来像『人と自然の交流文化都市』をかかげ、基本理念として、「人と人、人と自然が共生し、未来につながるまち」、「いつまでも健康で安心して暮らせるまち」、「地域を支えるにぎわいと活力あるまち」をあげています。

そして、これらを実現していくためのリーディングプロジェクトのひとつに、「参画と協働プロジェクト」が位置づけられています。参画と協働は、丹波市の全施策をつらぬく行政の基本的な姿勢であるとともに、市民が主体となった連携と交流のまちづくりを進めて行こうという方向を示しているものです。

その意味で、この『参画と協働の指針』は、市民、市民活動団体・地域団体、事業者および行政が、人と自然が共生しつつ市民みんなが安心して暮らせる活力あふれたまちを創っていこうという決意のもと、その取り組みの仕組み・ルールを明らかにしたものです。

「参画と協働プロジェクト」には、具体的な取り組み内容として、自治基本条例を基盤として市民パワーを高め、新しい公共の担い手を創っていくとともに、地域コミュニティ再生に向けた市民主導・行政支援型の地域づくりを進めるとあります。多くの市民が参画して、行政と地域団体や市民活動団体・NPOが協働して公共的な領域を担っていく社会をつくっていこうということです。

■『リーディング・プロジェクト』3. 参画と協働プロジェクト

本市のような中山間地特有の薄く広がったまちにおいては、地域の活力なしに市全体の活力は形成できないことから、地域コミュニティの再生に向けて、「地域づくり＝共助づくり」と位置づけ、市民の自治意識の醸成、地域の課題解決力の向上を図り、人と人がつながりあった温かい地域社会を構築し市民主導・行政支援型のまちづくりを進めます。

【具体的な取り組み内容】

◇自治基本条例（仮称）の制定

- ・住民自治の基本となる考え方や、市民の権利と責務、議会と行政の役割、市民参加の仕組みなどを明文化

◇新たな公共の担い手の創出

- ・提案型協働事業の実施

◇地域づくりの推進

- ・市民主導・行政支援型による地域づくりの推進

◇支所機能の強化

- ・各支所において、地域の課題に対して丹念に対応できる機能の強化

(2) 丹波市の課題と解決の方向

丹波市の課題として、自治基本条例審議会第2回において次のことがあげされました。

- ・人口が減少し、少子高齢化が進んでいる（人口流出、医療・福祉危機、子育て困難）。
- ・産業の衰退、働く場が少ない（特に若者の雇用と定住）。
- ・環境、防災・防犯などの問題がある（ゴミ処理、マナー、高齢者・子どもの安全）。
- ・コミュニティが希薄化している（参加の低迷、自治会の閉塞感、女性・若者の登用）。
- ・情報の不足（行政情報・まちづくり情報、個人情報保護制度の壁）。
- ・参画と協働の推進（まちづくりに参加・参画するための仕組みがない、市民の認識不足）。
- ・行政、議会（情報提供・説明不足、縦割りの弊害、コスト意識不足、行財政改革の必要）。

表 丹波市における高齢化率の推移

時点	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
高齢化率(%)	25.6	25.9	26.4	27.0	27.5	28.0	28.5

出典：兵庫県高齢者保健福祉関係資料（各年2月1日現在）

これに対し、次のような解決の方向が提案されました。

- ・市民も変わらざる必要がある（市政やまちづくりへの参加意識の向上、参加・参画のルールの確立、まちへの誇りの自覚、市民どうしの連携の仕組みづくり）。
- ・行政、議会（透明性の確保、情報発信、説明責任、行財政改革の推進、市民が関心を持つこと）。
- ・まちづくりへの参加（参加意識を向上させる、参加・参画の仕組みづくり、市民どうし及び市民と行政のコミュニケーションの活性化）。
- ・住民自治（自治会再活性化、女性や若者の参画の仕組みづくり、住民自治のあり方再検討）。
- ・参画と協働（市民の参加・参画の場・機会の提供、市民力・地域力の涵養、行政の支援）。
- ・支えあう社会、地域づくり（一人ひとりの人権の尊重、相互のコミュニケーションの充実、自分たちに何ができるか考える）。

この他、住んで良かったと思える地域づくりをしたい、市民として何ができるのかを考えたい、という声もありました。

そして、市民と行政が協働してまちづくりを進めて行くための基本ルールとして「自治基本条例」が必要との意見が多く出され、次のようなイメージが語られました。

- ・市民の意見が反映された条例
- ・市民、行政、議会の権利および役割と責務を明確にした条例
- ・参画と協働を促進する条例
- ・わかりやすい（中学生でも理解できるような）条例
- ・自分たちでまちをつくっていくんだ、という思いを実現するための条例

このように、自治基本条例は、参画と協働の基礎になるものであり、推進力となるものです。

II 「参画と協働」をより深く理解するために

1. 参画と協働の指針とは

- 参画と協働により事業を進めていくためには、多様な地域主体^{注)}と行政が参画と協働について共通の理解を持って取り組んでいく必要があります。この「参画と協働の指針」は、参画と協働についての基本的な姿勢や考え方、両者の関係などを明らかにして、協働事業を実施しやすくするためのものです。
- この指針を常に念頭に置いて、多様な地域主体にとっては協働事業をより自覚的に進めることができます。行政にとっては協働施策を進める際の規範となります。

注) 多様な地域主体：自治会、社協、各種団体、市民活動団体、ボランティア団体、NPO、学校、経済団体、事業者・企業など、公益活動に関わろうとする団体をいいます。

2. 参画と協働とは（定義）

- 参画：役割と責任を自覚して、社会的課題を解決するための公益的活動に加わること。課題発見から、解決策立案、実行、評価、見直しまでの一連の流れ全体に関わることが原則です。
- 協働：まちづくりの共通目標（住みよい地域づくりや福祉、安全、環境保全、文化、教育などの地域課題の解決など）を達成するために、公共サービスの提供や社会的課題（地域課題）の改善・解決を通して、多様な主体と行政がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、それぞれの特性や資源などを活かしつつ協力・連携してより大きな成果を創り出すことです。
課題解決のすべてのプロセスに关心を持ち、参画し、共に汗を流し、共に責任を担い合って成果を上げる（新しい価値＝公共的利益を生み出す）ことですから、協働は、参画が前提です。
また「協働」は、必ずしも“一緒に”活動することではなく、共通の目標に対して、それぞれの持ち場で成果をあげていくこともあります。
協働がめざす社会像を「新しい公共（新たなる公）」とも言います。

3. なぜ参画と協働なのか（背景と必要性）

（背景）

- 地方分権の進展（自立／自律した自治体を確立する）は地域（市民、住民）への分権まで進めなければ実現できません。市民自治、地域自治を進めるにあたってはコミュニティの再構築がより重要になってきました。
- 地域自治組織の確立、市民公益活動（NPO等）の活性化によって市民力・地域力が高まり、公共領域の担い手として力をつけてきています。

○地域やまちづくりに関する情報が共有されてきて、多様な地域主体が地域課題の解決に向けて取り組む意欲と方策を見出すことができるようになってきました。

(必要性)

○「新しい公共」を実現します。

*新しい公共とは、市民及び多様な主体（団体）が、行政、議会と対等な立場で協力連携しながら公共領域を担うことを通して地域社会の経営を進めていき、豊かな市民生活を維持していくという考え方。

○市民が主役のまちづくりが進みます（「補完性の原則」によるまちづくり）。

*補完性の原則とは、身近な問題・課題については、まずそれらを最もよく知っている住民どうしが話し合い解決策を提案、実践していくのが最も望ましく、地域で解決が困難なものや広域的な案件はより広い範域（市全体など）で取り組む、というように段階的に課題に取り組むという考え方。行政は地域の活動を支援・補完していくという役割を持つ。

*補完性の原則によれば、現場に近い市民が地域課題に取り組む（参画する）ことで、より成果をあげる事ができる。

*市民一人ひとりが、地域のあり方について方向を定めると同時に、責任を持ってその進行をコントロールすることになる（市民主権の確立）。

*市民が共に汗をかき、力を合わせて課題解決に取り組むことによって、市民どうしの連帯感や共感が高まり、地域を愛する心が育つ。

○新しい地域課題（公共的課題）に取り組む人（団体）が生まれてきます。

○自治体政府（行政、議会）は、政策形成の仕組みを市民主導・行政支援型に変えていく更なる努力が求められています。

4. 参画と協働がもたらすもの（効果）

○参画と協働により、公共サービスを提供したり、地域課題の解決を図ったりすることは、それぞれの団体が単独で行うより大きな効果を生み出します。

表 参画と協働の効果（例）

市民にとって	<ul style="list-style-type: none">○ 市民が実施に関わることによって、地域の実情にあったより効果的な、あるいは行政ではできない公共サービスの提供が期待できます。○ 地域自治力が向上し、地域づくりや新しい公共サービスの担い手になることができ、まちづくりへの参加意識・意欲が高まります。○ 地域に必要なことを、自分たちで決め、自分たちで実行できます。（住民自治の実現、行政依存からの脱却、補完性の原則の実現）○ 地域内の人間関係が広がり、互いに顔見知りの関係（面識社会）ができます。
--------	---

地域自治組織、市民活動団体、NPO、事業者・企業等にとって	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域団体・市民活動団体が新しい公共の担い手として成長します。 ○ 市民活動が促進され、活動団体等が成長するとともに、社会からの信頼が高まっていきます。 ○ 公共サービスの提供を、事業として展開できます。(コミュニティ・ビジネス=雇用の確保) ○ 企業は、社会貢献を通して、地域にこれまで以上に受け入れられます。
行政にとって	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民ニーズに効果的に対応でき、その結果、行政施策の効率化を図ることができます。(いわゆる「お役所仕事」からの脱却) ○ 行政組織のスリム化、コストダウンにつながります。(行財政改革) ○ 協働により生じた余裕資源(人員、お金)を、新たな課題に振り向けることができます。 ○ 協働の取り組み過程で、直接市民・市民活動団体と対話をする機会が増え、市民との信頼関係が構築できます。その結果、職員の意識改革が進みます。
共通の効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異なる相手と連携・協働することでコミュニケーションが活性化し、互いに学び合うことができ、関係者すべてが成長します。 ○ 地域(丹波市)に関心を持つ人が増えます。

5. 参画と協働と自治基本条例

○自治基本条例は、自治体(市民、議会、行政)のまちづくりで最も大切にしたいこと(基本理念)、基本となること(基本原則)を明示し、市民の権利と役割・責務、自治体運営にあたっての原則及び議会、市長等の役割と責務、地域社会の運営の仕方、仕組みを定めるものです。

○ここから、自治基本条例の柱は、

- ・まちづくりの基本理念(価値)、自治体経営の原則の定義
- ・市民参加、参画と協働の位置づけ(市民主権を保証する仕組み)
- ・地域(住民)自治のあり方(住民が地域づくり活動をしやすい環境の整備)
- ・議会と市長のあり方、行政経営のあり方
- ・市民の権利及び責務

と考えられます。

○したがって、「参画と協働」の内実を定めないで自治基本条例をつくることは、土台を固めないで家を建てるようなものです。

6. 協働の領域とかたち

(協働の領域)

○公共サービスの提供や地域社会の課題を解決するためにさまざまな「事業」が行われていますが、まず、民間(地域団体・市民団体)、行政それぞれの主体性と責任によって行う領域が

あります。

- その中間に民の主体と行政が協働で事業を実施することがより効果的な領域（活動分野・形態）があります。

[民間の領域]

- ・市民が主体性と責任をもって自由に活動する領域（ボランティア、NPO、市民公益活動などの自主事業、政策提言、自治会活動、企業の社会貢献活動など）。
- ・行政が関わることが適切でない活動領域（宗教行事、企業の営利活動、個人の趣味等）。

[行政の領域]

- ・行政が主体性と責任をもって担わなければいけない領域で、法律で事業実施の義務が定められているもの（生活保護、福祉・医療、国民健康保険、課税収納、義務教育、選挙など）。
- ・行政が主体性と責任を持って担わなければいけない領域で、市民生活の安心・安全に関わるもの（消防、治安、防災など）。

[協働の領域]

- ・協働の原則（後記）に基づき、民間と行政が、目的を共有しそれぞれ持っている力を出し合って成果をあげていく領域。
- ・民間と行政の役割分担は、協働する事業によって異なる。

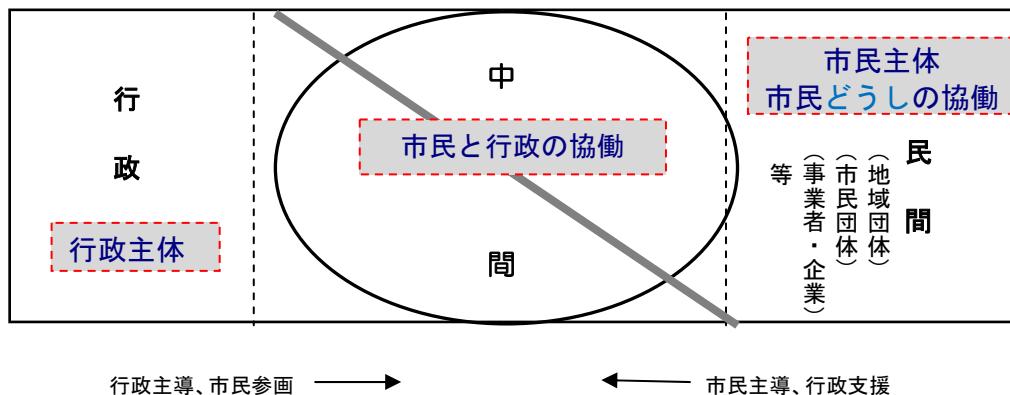


図 協働の領域

- このような区分（領域）は固定したものではなく、時代とともに変わっていきます。
○また、公共的活動には行政や民間がともに関わっているものが多くあります（委託、指定管理者制度等）。

(協働のかたちー手法)

- 協働のかたち（手法）には、下表のようにさまざまあります。
○協働で行う事業にもっともふさわしいかたちを選ぶことが大切です。

表 協働のかたち（手法）

協働のかたち（手法）	内 容	上段：内容 下段：事例
共催、後援	共催は、市民と行政が協力しながら一緒に事業を行うもの。後援は、間接的な支援。 【事例】丹波市ファインキッズトライアスロン大会（教育委員会）	
情報提供、意見交換	互いが持つ情報を提供し合い、それを基に実施に向けた協議の場を設ける。 【事例】男女共同参画フォーラム（参加団体：各自治会の男女共同参画推進員、行政）	
政策提言	市民の多様なニーズ、アイデアや発想を、政策、事業に反映する。 【事例】「自治基本条例審議会」	
実行委員会	さまざまな主体が共同主催者として事業を行う。企画段階からの協働が可能。 【事例】丹波市「丹波竜」「ちーたん」商品化プロジェクト実行委員会	
補助・助成	公共的事業を行う民間団体に資金的な支援を行うことで公益を実現する。 【事例】地域医療市民講座補助金（地域医療課）	
施設等の提供	市民活動団体等に公共施設の一部（余裕教室等）を提供する。 【事例】国際交流協会（丹波市立休日診療所の一画を市が提供）	
委託	行政が行うべき事業を民間の専門性、効率性を活かせるように委託する。 【事例】専門性を持った業務	
アドプト制度	市民が公共施設の里親となり、管理を担い、市は物品の支給などを行う。 【事例】河川・公園の草刈り・ゴミ拾い（自治会内の市民、老人会等）	

7. 協働のパートナーとは（協働の主体と連携の相手）

- 協働の市民サイドの主体（当事者）は、自治会、各種団体（PTA、老人クラブ、社会福祉協議会、消防団など）、市民活動団体、まちづくり団体、ボランティア団体、NPO、学校、民間事業者・企業、経済団体等の団体です。個人は団体に参加することによって協働の主体になれます。
- もちろん、一方の主体は行政および議会です。

III 参画と協働をよりよく進めるために

1. 協働の原則（ルール）

- 協働に当たっては、当事者間の信頼形成や事業の成果を確実なものにするために、ルール（「協働の原則」）を守る必要があります。
- これを互いに守ることで、質の高い、効率的、効果的な協働事業が可能になることが経験的にわかっています。

表 協働の原則（ルール）

注：上段は、審議会で共通理解したことがら。

下段は、「協働の原則」を深めるワークショップにより整理したもの。

1	目的共有	<p>異なる主体が協力・連携して事業を行いますので、明確な目標と成果のものさしを共有しないと、行動や成果が曖昧になります。また、社会に対し協働事業の目的と成果を明らかにし、協働の意義を理解していただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域課題に関心を持つてもらうためには、問題を発信すること、課題を共有できる場（環境）をつくることなどが必要。 ●コミュニケーション豊かな風土では、お互いに助け合うことが自然にできる。 ●市民として、地域の問題・課題に関心を持つよう努めることが大切。
		<p>協働に関係する当事者は、すべて対等な関係でなければなりません。そうでないと、それぞれの特性を活かしたアイデアやノウハウが活かされませんし、自発性に基づく「やる気、元気」が發揮できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政、地域、市民、団体などの間に様々な壁がある。たとえば、市民団体と行政では組織の力（情報、組織力、資金、公権力等）に大きな差がある。 ●行政を頼る気風が残っていたり、権威に弱いという心情もある。行政に何でもお任せという姿勢も問題だ。市民も、自主・自立の気持ちを持ちたい。 ●市民団体と行政、市民活動団体同士で、互いに相手を理解（尊重）していない事がある。組織内部でも縦割りの壁や男女の壁がある。
2	対等 (パートナーシップ)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域でも、男女の壁は大きい。女性ももっと発言して自立してほしい。一方、女性を活かす環境づくりも必要だ。また、子ども、高齢者、障がいのある人とも対等な関係をつくりあげるよう努めよう。 ●行政職員は現場に出て、市民と話をして、問題意識を共有しよう。職員の市民参加、地域参加も必要。 ●対等の関係で行動する方が自由なアイデアが生まれ、効果的な事業ができる。 ●対等性はコミュニケーションから生まれる。地域でのコミュニケーションを活発にするために、井戸端会議のような、気軽に集まり、話ができる場を設けたい。

		<p>協働事業では、市民団体と行政というように、目的・性格の異なった団体が協力・連携して事業を進めます。そこで、互いに相手の考え方、価値観、行動の仕方などを理解し合い、認め合った上で、それぞれの持てる力を活かすように事業を進めることができます。</p> <p>また、協働に参加する団体がその力を最大限に発揮できるのは、自発的、自主的に行動するときです。互いのやり方を尊重することで大きな効果を引き出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政と市民の情報交換（共有）が充分でなく、相互理解が不十分なことがあるが、市民は行政の公平・平等原則や一律性を理解し、行政は地域固有の課題や市民ニーズをきちんと把握していく必要がある。 ●市民の行政への参加も大事だが、行政も地域づくり活動などに参加するなど、相互乗り入れが大切。 ●相互理解を進めるためには、情報の公開・発信・共有が重要。 ●信頼関係をつくることが大切。そのためには、情報を伝える（広報）ことからはじまる。コミュニケーションを大切にしたい。 ●互いに相手の声に耳を傾けたり、施策についてきちんと説明することが、相互理解につながる。メディアを使うだけでなく直接伝えることが有効。専門用語もできるだけ避け、わかりやすく説明する努力が必要。 ●市民は行政の施策に関心を払うと同時に、行政職員の気持ちになってみる。反対に、職員は市民なり生活者の立場で仕事をするという、立場の置きかえが必要になってくる。 ●どこまでを行政が担い、地域が何を担うかという関係性には決まったものはないが、両者がもう少しつつこんだ部分まで話し合いをすることや、本音を語り合うことも必要。 ●地域内でも、もっと話し合いをする機会が必要。
3	相互理解・自主性尊重	<p>協働で事業を行う場合、当初は市民側の組織力や運営力が弱いため、行政から一定の支援が必要な場合もあります。しかし、近い将来は、行政とも対等な関係となれるよう、自立を常に心がけていく必要があります。行政の支援は市民側の自立を促進することを旨として行うことが求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民自身の努力も大事である。 ●市民が行政や自身の生活に対して大きな視野から関心を持つことが大切。たとえば、税の使われ方や、場合によっては税の負担増が必要な場合もあることを考えてみることも有効である。 ●市民が、行政に依存するのではなく、自分（たち）でしっかりと考えていくことが大切である。補助金頼みにならないようにしたい。 ●市民がもっとまちづくりに参加できるよう、市民ができるだけ行政に関心を持つ。 ●市民が公益的な活動をしやすいように、市役所を夜開ける（議会を夜に開催する）など工夫をしてはどうか。 ●市民、地域から政策提案ができるよう、提案制度を整備してはどうか。
4	自立化促進	

5	相互変革	<p>異質の団体が一緒に行動するのですから、それぞれが自己にこだわりすぎると、かみ合わなくなります。相手に合わせたり、もっとよい考え方・進め方があれば、両者共に柔軟に対応していく（変わっていく）必要があります。こうしたことが、それぞれの組織や仕事のやり方を改善していくきっかけとなることがありますので、自己変革をいとわないことが大切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全体の中での自分の行動を考えてみよう。 ●自分の団体のやり方にこだわりすぎずに、他団体からもっと学ぼう。 ●目的を果たすことが大切で、そのためには小さなこだわりは捨てよう。もつと効果的に目的を果たせるよう組織を変えていこう。
6	相互補完・相乗効果、役割分担の明確化	<p>協働にあたっては、それぞれの主体の強みで相手の弱いところを補い合うことによって、単独でやるよりもっと大きな効果を発揮できるようになります。そのためには、それぞれの優位性を活かした役割分担を、互いの納得の上で考える必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自分には関係がない、他人や行政がなんとかしてくれるだろうといった考え方、まだ市民の中で強い。 ●行政も、行政のやりかたに固執したり規則をかたくなに解釈したりして、市民のニーズをとらえ損なうケースもあるので、行政組織の中で分権化を進め、職員の裁量範囲を広くしよう。 ●行政職員と市民ともに住民自治の考え方を理解し、それにもとづいて行動する。 ●行政に任せっきりではなく、公共サービスはどうあるべきかを、自分（たち）でも考えてみることが大切。
7	情報公開と共有、透明性、説明責任	<p>協働にあたっては、市民に事業についての理解を深めてもらうことで、事業の支援者を増やし、成果を確実なものにすることにつながります。</p> <p>また、税金を資金とした活動では、その使途を透明にすることが必要であり、常に説明責任を果たすことが大切です。さらに、関係団体だけでなく、広く市民や地域住民の方の参加を求めて、事業を通して新たな地域人材の発掘にも心がけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●分かりやすく、伝わりやすい情報発信を行う。意思決定の全過程の情報を公開すべき。それが行政の信頼回復につながる。 ●後手後手の情報発信は市民の関心を失う。 ●市民も、情報を受取り、理解できるよう学習をしよう。
8	評価・見直し・期間限定	<p>協働事業は、事業が終了したら、進め方、成果、効率等についてふりかえり（評価）を行い、公開し、今後の協働事業の参考とすることが大切です。また、事業が継続するものであっても、数年単位で見直し、変えるべき所は変えていくことも必要です。そして、協働事業が充分な成果をあげたときは、いさぎよく事業を終結することが大切です。</p> <p>新たな課題が出てきたときは、新しい協働事業を立ち上げるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政施策を市民の視点で評価し、良いところはのばしていこう。 ●評価するためには、情報の共有が必要。

2. 参画と協働の段階（ステップ）

○協働は、次の段階を踏んで進めます。

- ① 何を協働で取り組んだら効果的か？という、事業の目的・目標を関係者で共有します。
- ② 協働事業の内容（役割分担）を両者で決めます。その時、それぞれの持っている能力、資源を最大限に活かせるように、また市民側が力を付け、自立できるように配慮する必要があります。
- ③ 協働事業を役割に応じて実行します。事業の節目節目で、活動内容や成果について情報を交換し合い、理解し合う必要があります。
また市民の理解を深めるために、活動内容を公開し、透明性を保つことも大切です。
- ④ 協働事業の評価（振り返り）を行い、経験を次のステップへ反映させます。

3. 参画と協働のコツ（協働事業をスムーズに進めるために）

○できるところからやってみよう。

○目標と情報（方針、手段、役割分担、予算など）を関係者全員で共有しよう。

○課題の発見、政策課題とする初期段階から協働しよう。

○たくさんの人や団体に事業に参加してもらおう。みんなの参加意欲を引き出す工夫をしよう。

○これまでの協働事業（先行事例）から学ぼう。

○市民も、行政職員も自ら育とう。

協働事業は、関係者すべてにとって新しい経験ですから、協働事業を実施する中で共に学び合い自ら育っていきましょう。

○頑張る人を応援する雰囲気をつくろう。

○地域自治・住民自治の確立を意識しよう。

4. 参画と協働のまちづくりに向けて

○参画と協働のまちづくり活動は、自分たちのまちを自分たち自身の手で良くしていこうという自主的・主体的な取り組みです。この過程で人が育ち、地域団体、市民活動団体も自立していきます。このようなことを積み重ねることによって、市民力が高まり、市民主権が確立されます。

○協働を進めていくためには、行政の支援と市民のパワーアップが必要です。それぞれの方策を表に示しました。

表 参画と協働支援策の類型別整理

行政の参画と協働支援策	参画と協働を進めやすくする環境づくりとして	自治基本条例策定 参画と協働の指針策定 地域づくり交付金制度 地域支援職員制度
	参画と協働の当事者(担当部署)として	情報公開・共有 参画機会の拡充 協働事業の提案を受ける仕組みづくり 公共施設の有効活用 行政施策の協働の視点からの事業仕分け 行政職員の協働研修 専門性の育成、提案能力のアップ
市民サイドのパワーアップ方策	地域団体、市民活動団体・NPOとして	協働研修と経験の交流 専門性の育成、提案能力のアップ 組織マネジメントの強化 女性や若者が活躍できる機会づくり
	一般市民として	自治基本条例策定への参画 地域団体、市民活動団体への参加 協働研修、出前講座等への参加 行政や地域に関心を持つ

IV 参画と協働の具体例

1. 丹波市における事例

(1) 鴨庄ふれあいバス（コミュニティ・バス）の運営

市内市島町鴨庄地区（8自治会、2009年8月現在人口約1,600人）では、地域住民が主体となって、公共交通不便地域対策として、住民が自主的に「鴨庄ふれあいバス」（いわゆるコミュニティ・バス）を運行している。多くの壁があったが、行政（当初は市島町、合併後は丹波市）の支援・アドバイスを受けて実現にこぎつけた。この事業は、地域主導・行政支援型の協働事業であると言えよう。

（経緯）

- この地域は、民間路線バスの撤退により公共交通不便地域となった。
- 自治会のなかで、公共交通の撤退によって日々の買い物にも困っているお年寄りがいることが話題になった。
これに対して、これまで子どもの学校への送迎ボランティアをやっていたこともあり、このかたちを応用して高齢者の交通支援ができないかと、地域の自治会（自治振興会）、「鴨庄の明日を考える会」、地域在住の議員等が一緒になって検討を始めた。
- まず自主的にアンケートを行い、移動のニーズとともに、既に移動に困っている人、将来的に移動に困りそうな人の人数を把握した上で、地域内で計画案を練った。事故の危険性等の課題はたくさんあったが、とにかく走りながら考えるというやり方で実現へ向けて動き出した。
- 当初は月曜から金曜の平日の午前・午後で運行を開始したが、実際の利用状況をみながら現在は月・水・金の運行とし、1日2便の運行となった。運行時間もお店の開店時間に合せている。利用対象者は約60名、1日あたり延べ約15名から30名の利用者がある。用途としては買い物が多い。

（行政との関係）

- 運行を開始するにあたり、町から資金の支援はなかったが、陸運局への申請等へのアドバイス、同行や、既存公共交通（タクシー等）業界の根回しの面でのサポートを得た。
- 車両は、最初は地域の篤志家の寄付で中古車を購入、その後、県の補助金（県民交流広場事業）で中古車を購入。市からの資金支援を得て、運行経費の一部に充てている。

（運営）

- 当初、子どもの送迎ボランティアの発展のイメージもあったことから、無償での運行であったが、ある時点で専門家のアドバイスもあり車内に募金箱を置いていた（その後、警察の指導があり募金箱は撤去）。
- 道路運送法の改正により過疎地有償運送制度ができたので、それを適用できるように、2009年8月に事業主体をNPO法人化した（特定非営利活動法人鴨庄）。法人化や過疎地有償運送の認可を取る際にも、市職員の支援・アドバイスを得た。NPO法人は、地域住民全員が会員とされている。

法人化にともない、有償とすることができます、運賃200円を徴収している。また、運転ボランティアにも少しばかりの報酬を支払うようにした。

- 運転ボランティアは毎月会議を開催し、ボランティアがそれぞれの都合のつく時間を申し出る形で翌月の運行当番を決めている。毎月の会議では、現場課題の共有も実施している。ボランティアは全員、自家用有償運送資格講習を受けており、地域には現在31名の有資格者がいる。
- 収入は運賃(200円均一)と市からの生活交通支援交付金(2009年度からは約74万円/年、2005年から2008年は30万円/年)であるが、不足する分は地元自治会が補填している。支出は、燃料費、車両維持費、運転手謝礼、管理費等である。
- 今後は、2011年2月より実施されるデマンドバスシステムとの関係を見ながら方向を考えていくとのこと。



ともに特定非営利活動法人鴨庄提供

表 運行の経緯

	時期	活動内容
検討	2001年6月～2003年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・事の発端 一部区民の要望と一部役員のアイデア ・アンケート実施 対象は世帯主と65歳以上、62%が利用したいという声 ・実施案の作成 「鴨庄自治振興会」と「鴨庄の明日を考える会」による各自治会を対象に説明会を実施(意見集約も行う) ・提案説明
運行当初	2003年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・運航日 月～金曜日(祝日を除く) ・運行時間 午前中(始発:午前8:30) ・運行エリア 10月より要望により午前9:00始発に変更 鴨庄地内 ・車両 8人乗ワゴン車(中古) ・運賃 無料 ・経費 地区内篤志家の寄付、県助成金 ・運転手 12名 ・利用状況 鴨庄の中心地にある診療所、郵便局、スーパー、農協へ ・平均乗車人数 3.4人/日
変化	2004年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内唯一のスーパーが閉店。その後、2006年10月にはJA支店も閉鎖 ・利用状況 0.9人/日
第2次	2005年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・運行エリア 鴨庄地区内と市島支所と大手スーパーをめぐる路線に変更 ・運転手 14名 ・運賃 車内に寄付金箱を設置するが、道路運送法に抵触の疑いがあり、警察から勧告があり撤去した
第3次	2005年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・運行日 月、水、金曜日の週3日運行に変更
第4次	2006年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・車両 県の助成金(県民交流広場)を活用して更新
有償化への動き	2009年1月 2009年3月 2009年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・運営主体 NPO法人化(特定非営利活動法人鴨庄)設立・登記 ・地域合意 有償運送の地域合意形成 ・有償運送開始 6月に「過疎地有償運送」の登録完了 ・運賃 有償化(200円/回) ・運転手 実稼働運転手22名

(参画と協働の視点から)

- 「参画と協働」の視点から、鴨庄ふれあいバスを検証してみる。

●ポイント

◆目的	市内市島町鴨庄地区で、地域住民が主体となって、公共交通不便地域対策として、住民が自主的に「鴨庄ふれあいバス」を運行している。
◆関係者	鴨庄自治振興会(自治会) 鴨庄の明日を考える会 特定非営利活動法人鴨庄 丹波市(旧市島町)、市島町支所、兵庫県、近畿運輸局 鴨庄の住民 地区内の商業者(スーパー等)
◆資源	バス車両 自治会、明日を考える会、NPO等 行政関係者
◆どんなことを	ワゴン型バスにて、週3日、日2便を運行

●協働の内容

地域と行政	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市島町・丹波市は、住民が県、近畿運輸局への書類提出支援、同行 ・NPO法人格獲得への支援 ・路線バス、タクシー事業者等への説明 ・資金的支援(生活交通支援交付金)
-------	--

●協働の効果

住民にとって	<ul style="list-style-type: none"> ○交通の利便性向上 ○先進的取り組みで、地域ブランドの向上
地域団体(振興会等)にとって	<ul style="list-style-type: none"> ○面倒な県、運輸局との書類づくり、折衝の手間が緩和された ○行政が支援してくれることで安心感を得ることができた ○バス車両の更新時の支援(県民交流広場事業) ○運営への資金的支援(生活交通支援交付金)
行政にとって	<ul style="list-style-type: none"> ○直営のコストをかけずに、公共交通不便地域の交通手段を確保 ○地域住民の主体的取り組みを進める

●協働の原則に照らした「鴨庄ふれあいバス」の運営

協働の原則	内 容	
目的共有	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通不便地域を何とかしないといけないという問題意識 ・地域主導でコミュニティ・バスを走らせることを了解
対等(パートナーシップ)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主導でコミュニティ・バスを運行 ・行政は側面から支援
相互理解・自主性尊重	○	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は自分達で企画、実施の意向 ・行政は得意な書類づくりで支援
自立化促進	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・当初から地域で実施の考え(行政の支援がなくとも実施の意向)
相互変革	○	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地有償運送認可を契機に運営主体としてNPO法人を立ち上げ
相互補完・相乗効果、役割	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・交通面で住民(特に高齢者)の利便性を地域で確保

分担の明確化		・行政は若干の補助金を支出して、運営を支える
情報公開と共有、透明性、説明責任	○	・住民全戸への意向確認(アンケート調査) ・地域内で情報は誰もがアクセスできる(全住民参加のNPO化) ・マスコミ等を通じて広く周知
評価・見直し・期間限定	○	・コース、便数等状況に応じて運行を対応 ・今後については、市のデマンドバスの動きを考慮

注：◎、○、△印は、当てはまる度合いを示す。活動の質とは関係ありません。

(2) 恐竜を活かした地域づくり（上久下地域自治協議会）

市内山南町上久下地域は、丹波の恐竜化石が発見された所であるが、地元ではこれを契機として地域の魅力資源を最大限に活かし、新しい持続可能なまちづくりを進めている。

上久下地域は、戸数約540戸、人口約1,500人で、8つの集落（自治会等）で構成されている。これまでも、地域としての一体性は比較的緊密で、恐竜関連以外の地域活動も盛んに行われている。なお、当地域は、大正年間に住民が資金を出し合って村に電気を供給するための上滝発電所（現丹波市旧上久下村営上滝発電所記念館：登録文化財）を建設したということもあり、その気風が現在まで継承されている。

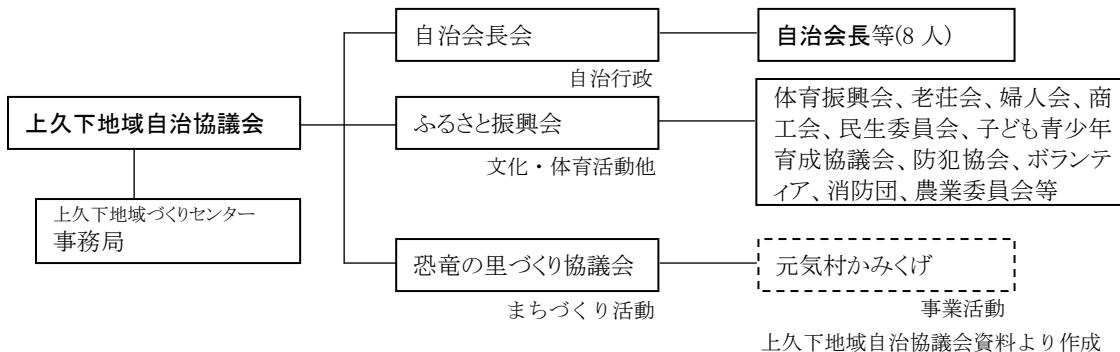
(経緯)

- 2006年（平成18年）8月7日に当地域住民が恐竜化石を発見、その後、県立人と自然の博物館（人博）が試掘調査を実施、1億年以上前の白亜紀前期に生息していた国内最大級の大型植物食恐竜のティタノサウルス形類の化石であることが分かった（2007年1月に記者発表）。
- その直後2007年2月に、発見地である上久下地域の自治協議会を中心に「地域づくり検討委員会」を開催、恐竜の化石発見への地元の対応と、恐竜を活かしたまちづくりについて議論を始める。駐車場や案内標識の設置、恐竜モニュメントの製作等アイデアを出し合った。この間、丹波市や地元山南町商工会、丹波市観光協会とも意見交換、協議を重ねた。
- 上久下地域では検討委員会を中心にまちづくりの方向を模索。2007～08年度の「地域団体活動パワーアップ事業」（兵庫県）に採択され、集落内案内板や発見現場にベンチと展望台、そして木製等身大恐竜モニュメント（08年）を設置した。
- 地元住民による「地域づくり検討委員会」は、2008年4月に「上久下恐竜の里づくり協議会」に再編、地元のまちづくり活動の中核となる。パワーアップ事業を継続するとともに、同年8月農水省の補助金（ふるさと地域力発掘支援モデル事業）に採択された（～09年度、総額300万円弱）。これを活用し、隣接地域や都市住民との“交流・対流のふるさとづくり”事業として、化石発掘体験道場（年間約4,600人参加）など体験学習型交流活動、パナソニックグリーンボランティアと連携した河川・里山保全活動、新たな地域特産物として丹波竜焼き（菓子）の開発なども行った。
- 09年度のふるさと地域力発掘支援モデル事業として、パナソニックグリーンボランティア俱乐部との清掃活動及び里山保全活動の実施（3月）の他、好評の恐竜化石「発掘体験道場」も継続した。
- その他、化石発見場での案内、丹波市や丹波市観光協会との協賛イベント等の実施、風景街道

や発掘の日等独自イベントの実施や地域づくり情報紙として「恐竜の里新聞」の発行（2011年3月で32号、全戸配布）を行っている。

- これらの活動を推進する中、まちづくりを効果的に進めるために自治協議会の組織を更新、上久下地域自治協議会の下に、「自治会長会」、「ふるさと振興会」（文化、体育、商工、防犯、福祉、青少年、消防団等の活動をとりまとめる）と「上久下恐竜の里づくり協議会」の三本柱体制を構築、それぞれが機動的に動けるようにした（図参照）。地域自治協議会が補助金等の受け皿になるとともに三つの会を調整する役割を担っている。
- 上久下公民館が「上久下地域づくりセンター」となり、地域自治協議会が指定管理者となり、センター内に自治協議会の事務所も置くことになった。こうして、地域の活動拠点が整った。2009年度から県の「県民交流広場事業」の適用を受け、センターの内装や事務所機能も整備された。

図 上久下地域自治協議会の組織構成



- 化石発掘現場周辺整備として、市が見学者用駐車場、トイレを整備。この一角に、2009年8月拠点施設「元気村かみくげ」が完成した（市有の駐車場の目的外使用を適用）。これは、市の支援事業補助金をもとに、地元住民が間伐材の伐採等による資材と建築の労力を提供してきたものである。更に、展示施設と発掘体験施設を建設予定（2011年3月完成予定）で、住民主体で展示や体験研修を行うために企画を含めて地元が主導して進めていくという意気込みに応えて市が支援したものである。
- 「元気村かみくげ」では、年間1.5～2万人ある来訪者への対応として、地域の減農薬野菜販売コーナー、恐竜関連グッズコーナー、コミュニティルーム、化石発掘体験コーナー等が設けられ、販売員や体験指導員を置いて対応している。今後も物販等の拡大を目指す一方、収益の一部を地域づくりに還元できるような経済循環を目指している。
- この運営をはじめ、地域の特産品をビジネス化していくこうという意図と、いつまでも地域自治協議会に運営の負担をかけてはいけないということから、「恐竜の里づくり協議会」から独立した企業法人「元気村かみくげ」の設立に向けて取組中である。収益を上げる事業を展開し、それが雇用の確保や地域への還元を通して地域のためにやる、ということを基本的姿勢としている。主旨を全戸に周知し、賛同者から出資を募っており（5,000円/人）、現在50人以上の賛同者が集まっている。住民出資による事業としているのは、参加意欲を高めるためでもある。
- 今後は、恐竜化石だけでなく、プラスアルファの付加価値が必要と考えていて、川代渓谷をは

じめとする「自然」に着目して、トータルな上久下地域の魅力を開発していくという意向である。

表 活動の経緯

2006年8月	篠山川河床で恐竜化石（ろつ骨）発見 県立人と自然の博物館（人博）による試掘
2007年1月	人博による記者発表
2月	第1回「地域づくり検討委員会」開催
4月	・恐竜化石を活かした地域づくりのアイデア集約 丹波市および山南町商工会、市観光協会と地元との懇談 ・恐竜化石を活かした地域づくり支援体制の構築
7月	第2回「地域づくり検討委員会」開催 市役所企画部に「恐竜を活かしたまちづくり課」を置く 丹波市恐竜化石保護条例施行 恐竜を活かしたまちづくりシンポジウム開催 兵庫県「地域づくり活動応援（パワーアップ）事業」に採択（07～08年度） ・集落内案内板、発見現場ベンチ・展望台設置（11～12月）
8月	恐竜を活かしたまちづくり「地元研究会」設立
2008年3月	「丹波市恐竜の里計画」策定
4月	上久下自治協議会に「恐竜の里づくり協議会」設置（検討委員会を再編）
5月	恐竜グッズ発売（丹波竜おまもり）
8月	『恐竜の里新聞』1号発行（11年3月現在32号） 農水省「ふるさと地域力発掘支援モデル事業」に採択 ・研修、講習会 ・農産品等商品開発（丹波竜焼き等） 発掘現場木製等身大恐竜モニュメント作成（パワーアップ事業を活用） 恐竜親子足跡作成
12月	
2009年3月	『かみくげホームページ』立ち上げ
8月	「元気村かみくげ」施設完成（市から200万円助成）
2010年2月	「たんば恐竜・哺乳類化石等を活かしたまちづくり推進協議会」発足 「旧上久下村営上滝発電所記念館」オープン
3月	パナソニックボランティアグループと里山クリーン作戦（第1回）
5月	子ども絵本『丹波竜のおくりもの』発刊
8月	化石発見4周年記念イベント－300人による化石発掘大会
12月	化石工房「ちーたんの館」オープン
2011年3月	元気村かみくげ増築完成 パナソニックボランティアグループと里山クリーン作戦（第2回）
4月	企業法人「元気村かみくげ」設立予定

(行政との関係)

- 市では恐竜化石発見当初から、地元と協議し、さまざまなアドバイスを行い、地元のまちづくり活動の支援を行ってきた。また、久下、上久下両地域で構成される「地元研究会」発足（2007年8月）、兵庫県立大学との協定締結により山南スタジオの開設（2010年8月）、丹波市・篠山市で恐竜を活かそうと「たんば恐竜・哺乳類等を活かしたまちづくり推進協議会」（2010年2月）も発足させ、丹波地域をあげて恐竜化石等丹波市の魅力を全国に発信していくとしている。
- 2007年4月には、「丹波市恐竜化石保護条例」を制定し、発掘現場周辺の環境保護を行う。同時に、市役所企画部に「恐竜を活かしたまちづくり課」を設け、恐竜を活かしたまちづくり計画「丹波竜の里計画」によるまちづくりを実施。

- 恐竜化石を活かした地域づくりを目指し、地元自ら率先し、農林水産省の補助事業「ふるさと地域力発掘支援モデル事業」の承認申請決定。計画策定から補助金申請等情報提供も含め支援も行った。
- 直接的な支援としては、「元気村かみくげ」施設整備に対して交付した補助金がある。これは、地域が先導して設計・施工を行い運営も行っており、地域自らが事業を起こし、責任を持つことで持続可能な地域づくりにつながるもので、地域活性化に必要不可欠な要素であるとの観点から補助事業として実施されたものである。将来的には、元気村が収益を上げ地元に還元するような経済的循環構造が形成されればと考えている。
- 周辺施設として、「丹波竜の里駐車場舗装・トイレ工事」や「旧上久下村営発電所記念館」の整備も市事業として行った。



化石発掘 4周年記念化石発掘体験道場



木製等身大恐竜モニュメント

ともに上久下地域自治協議会恐竜の里づくり協議会提供

(参画と協働の視点から)

- 「参画と協働」の視点から、恐竜の里づくり活動を検証してみる。

●ポイント

◆目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地元取り組み組織の形成(地域活性化、地域への還元) ・恐竜を活かした地域づくりへの展開(取り組み継続) ・地域の誇れる資産の活用 ・拠点施設の整備(発見現場周辺整備、元気村かみくげ)
◆関係者	上久下の住民 上久下地域自治協議会(自治会等) 上久下恐竜の里づくり協議会(元気村かみくげ) 丹波市恐竜を活かしたまちづくり協議会 たんば恐竜・哺乳類化石等を活かしたまちづくり推進協議会 兵庫県立人と自然の博物館(研究員含む) 丹波市、兵庫県、農林水産省 丹波市観光協会 パナソニックグリーンボランティア
◆資源	恐竜化石 川代峡谷を含めた自然および上久下地域内にある文化財・農林業等 発掘作業及び発掘ボランティア 旧上久下村営上滝発電所記念館 上久下地域の地域自治組織
◆どんなことを	恐竜化石発掘地周辺の整備(案内板・展望台、ボランティアガイド、親子恐竜像、木製等身大恐竜モニュメント、「元気村かみくげ」開設、) 地域産品開発(無農薬野菜、丹波竜焼き、恐竜グッズ等)

	「恐竜の里新聞」発行、ホームページ作成、絵本制作等広報活動 化石発掘体験等教育・研修活動 河川、周辺里山保全活動
--	--

●協働の内容

地域と行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地元のまちづくり活動へのアドバイス ・県、国等の補助金申請に関する情報提供、アドバイス ・補助金の交付(拠点施設「元気村」整備支援) ・「恐竜を活かしたまちづくり課」の設置(市をあげての取り組み体制構築) ・丹波市恐竜化石保護条例施行により、発掘現場周辺の保全 ・化石発見地周辺整備(水力発電所跡改修、駐車場、トイレ等) ・誘導看板整備
-------	---

●協働の効果

住民にとって	<ul style="list-style-type: none"> ○恐竜化石発見地として、上久下(丹波市)が全国的に知れ渡った ○地域活性化への契機となつた ○県道77号線道路改良促進につながつた ○化石発見地周辺を条例等により保全できた
地域団体(恐竜の里づくり協議会等)にとって	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源(恐竜化石発掘)を活かした地域特産品の開発につながつた ○元気村かみくげ整備のための補助金を受け、地域の拠点施設が整備できた ○県、国の補助金を獲得する際の市の情報提供、アドバイスにより採択につながつた
行政にとって	<ul style="list-style-type: none"> ○地元地域の再生に活かすまちづくりに繋がつた ○知的財産の活用と「教育」に活かすまちづくりに繋がりつつある ○ツーリズムなど交流をとおし経済活性化に活かすまちづくりに繋がりつつある ○情報発信とイメージアップに活かすまちづくりに繋がりつつある ○地域住民主体のまちづくりが進む

●協働の原則に照らした「上久下地域の恐竜化石を活かしたまちづくり」の推進

協働の原則	内 容	
目的共有	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・恐竜化石発見という、地域の大きな「資源」を活用してまちづくりを進めて行きたいという意向 ・地域主導のまちづくり推進を実現
対等(パートナーシップ)	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が自主的に化石発見への対応をとる(自発的に「検討委員会」を組織、来訪者への対応等) ・行政も市全体の協議会設置、条例施行、担当課設置等、行政でしかできない部分を分担
相互理解・自主性尊重	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は、自分達でまちづくりを担うという主体性を確保 ・行政は、住民の自発性、主体性を重視 ・側面からの支援(資金面あるいは情報提供、書類作成支援)
自立化促進	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・昔から地域のまとまりはよかつた ・地域自治協議会を中心にまちづくり活動部隊を組織化 ・企業組合を住民出資で企画、実現へ向けて活動(収益を地域に還元していく方向)
相互変革	○	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりを効果的に進めるために地元組織の再編(地域自治協議会) ・自分たちで企業組合を立ち上げて財源を確保していくという

		<p>意識(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの補助金制度の慣例を超えて「元気村」に補助金交付(行政)
相互補完・相乗効果、役割分担の明確化	◎	<ul style="list-style-type: none"> 発掘現場での観光客対応等は地元 拠点施設「元気村かみくげ」整備にあたっては行政、住民がそれぞれ資源を提供 行政は側面から支援(資金面あるいは情報提供、書類作成) 行政は市全体からみた振興策(「旧村営上滝発電所記念館」、「ちーたんの館」等整備)
情報公開と共有、透明性、説明責任	◎	<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会、協議会等の多数の参画による合議体形成 まちづくりシンポジウム等開催 全戸配布の「恐竜の里新聞」毎月発行、ホームページ作成 マスコミ等を通じて広く周知
評価・見直し・期間限定	△	<ul style="list-style-type: none"> 地域は、恐竜だけではないまちづくりを志向 上久下地域をモデルとして他地域への波及を期待

注: ◎、○、△印は、当てはまる度合いを示す。活動の質とは関係ありません。

2. 他地域の事例

(1) みのおの山パトロール隊（大阪府箕面市）

○箕面の山（箕面市の北部に広がる山地、明治の森箕面国定公園周辺等）には、周辺市等からの不法ゴミ投棄やハイカーが捨てるゴミに悩まされていた。これに対して、美しい山を未来に残そうと、山歩き好きな市民有志が2004年に、山を歩きながら清掃を始めた。現在隊員は42人。

○現在では月に12コースを設定し、パトロール隊員と一般参加者がハイキングや自然観察しながらゴミを回収している。年に数度は、数百人規模でクリーン作戦を行っている（行政職員もボランティアで参加）。

○年間延べ参加者は約2,500人～3,000人。6年間に集めたゴミは約64トン。

○毎回大量のゴミ・投棄物が回収されるが、これを箕面市が収集車で回収、処理を行っている。このように、箕面山の清掃に関して、市民活動団体と行政が協働して取り組む体制ができる。



力を合わせて大型ゴミの引き上げ



大量のゴミに市のパッカー車も出動

出典:みのおの山パトロール隊 HPより (<http://minoh-pato.com/>)

(2) 朝来市和田山町白井地区大町藤公園の管理運営（藤まつりの実施等）

○朝来市和田山町白井区にある大町藤公園の管理と毎年4月下旬から5月中旬にかけて開催される藤まつりの運営を地元の「白井大町藤公園管理組合」が行っている。

○公園は朝来市が設置、平成11年5月に完成。面積は7,000m²、藤棚総延長500m、藤棚の幅は約4mと山陰随一の規模である。地域のボランティアによって近くの山々から藤の苗木を150本採取し、岡山県和気町から譲り受けた有名な藤の穂木を接木して育てた。

○まつり期間中は、花房が最長145cmにもなる藤の花が咲き乱れ、市内外から訪れる人の目を楽しませている。地元が植えた春の芝桜、秋の萩も美しい。園内には直径5mの水車や茅葺屋根の水車小屋などがあり、田舎の風景を味わうことができる。

○行政は、公園の整備（旧和田山町）、周辺の道路等の整備、視察の際の一部補助・支援（バスの提供、同行）、職員もボランティア参加で支援、運営補助金負担を行い、地域住民は、藤公園を作ろうという発案、細目の構想、先進地視察（津山市）を行い、また、藤の接ぎ木作業等、周辺の植栽（芝桜、水仙）、公園・藤等の年間管理体制の確立、水車小屋の建設・整

備を分担した。



朝来市 HP より

- ここに見られるように、関係者（ここでは地元管理組合と行政）が、資源（お金、労力、智恵等）を出し合い、行政が単独で行うより大きな成果（藤の公園をつくるというアイデア、そのための自発的な調査・研究、芝桜・水仙の植栽、収益で水車小屋を作る、藤まつり期間中の誘導・案内の人手の確保、通年の管理作業の人手確保等）が得られた。
- 協働の効果は次のように整理できる。

市民にとって	<ul style="list-style-type: none">○良質の社会的サービスが提供された。○市民が公共サービスの担い手となるという「新しい公共」の考えが社会に根付くきっかけにつながる。○団塊の世代等が地域活動へ参加するきっかけとなる可能性がある。
地域にとって	<ul style="list-style-type: none">○責任ある公共的事業を担うことにより、行政との関係が変わる（要望型から提案型へ）。○地域団体（管理組合）にとっても、ビジネスチャンスとなり（藤まつり入場料）、収益を地域社会へ還元することができる（有償ボランティア、水車小屋建設）。○地域に藤公園という良質の資産が残る。
行政にとって	<ul style="list-style-type: none">○公園維持管理のコストダウンと有効活用、ブランド化が図れた。○職員が公園作りに参加することにより、市民との接点が増える。○市民の視点に立つ行政運営を行うきっかけとなる。

注：朝来市「地域協働の指針（別冊）」2008年3月を参考にした。

① 丹波市自治基本条例審議会開催経過

■ 審議会

	日程	内 容
第1回	平成22年(2010年) 5月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、市長挨拶 ・諮詢 ・講義「自治基本条例とは」中川幾郎会長
第2回	6月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・基調提案「参画と協働について」中川幾郎会長 ・ワークショップ「丹波市のまちづくりの方向」 ・グループ発表と会長コメント
第3回	8月6日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働の原則」について（事務局：前回基調提案より） ・グループワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ①「地域課題、だれが取り組むべきか」 ②「“協働の原則”を深めよう」 ・グループ発表と会長コメント
第4回	9月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・本審議会における検討のポイントの再確認（事務局） ・委員からの質問書について ・グループワークショップ <ul style="list-style-type: none"> 「“協働の原則”を深めよう」（続き） ・グループ発表と会長コメント
第5回	10月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> 市島町鴨庄地区における「鴨庄ふれあいバス」 ・「参画と協働の指針」骨子について ・自治基本条例検討部会分け
第6回	11月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・(自主) 学習会の報告 ・自治基本条例検討の進め方（3つの部会設定） ・自治基本条例の項目別検討（3つの部会に分かれて） <ul style="list-style-type: none"> 項目の確認、項目別の方向と条文に盛り込むことを抽出 ・部会の進捗報告と会長コメント
第7回	12月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告（環境について、地域自治システムについて） ・自治基本条例の項目別検討（3つの部会に分かれて）継続 ・部会の進捗報告と会長コメント
第8回	平成23年(2011年) 1月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の項目別検討（3つの部会に分かれて）継続 ・部会の進捗報告と会長コメント
第9回	2月16日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例素案叩き台全体審議 ・自治基本条例の項目別検討（3つの部会に分かれて） ・「参画と協働の指針」検討
第10回	3月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例素案叩き台作成 ・参画と協働の指針作成と確認

■臨時部会

	日程	内 容
A班 前文・総則検討部会	平成 23 年(2011 年) ①1月 26 日 (水) ②3月 8 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例条文作成 ・自治基本条例条文検討
B班 参画と協働・市民自 治検討部会	平成 23 年(2011 年) ①2月 10 日 (木) ②3月 9 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例条文作成 ・自治基本条例条文検討
C班 議会・行政経営部会	平成 22 年(2010 年) ①12月 14 日 (火) 平成 23 年(2011 年) ②2月 4 日 (金) ③3月 4 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の項目別検討 ・自治基本条例条文作成 ・自治基本条例条文検討

■職員プロジェクトチーム会議

	日程	内 容
第 1 回	平成 22 年(2010 年) 5 月 21 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・概要説明 ・第 1 回自治基本条例審議会について ・職員としての関わり
第 2 回	6 月 9 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員プロジェクトチーム設置要綱について ・丹波市自治基本条例策定に向けて ・スケジュールについて ・第 2 回自治基本条例審議会について
第 3 回	6 月 23 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員プロジェクトチームの役割について ・ワークショップについて ・地域づくりについて ・第 2 回自治基本条例審議会について
第 4 回	8 月 26 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員プロジェクトチームの関わりについて ・自治基本条例勉強会 ・第 4 回自治基本条例審議会について
第 5 回	11 月 16 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の関わりについて ・第 6 回自治基本条例審議会について
第 6 回	12 月 16 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・丹波市での不法投棄の現状について ・第 7 回自治基本条例審議会について
第 7 回	平成 23 年(2011 年) 1 月 7 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の反省について ・第 8 回自治基本条例審議会について

② 丹波市自治基本条例審議会委員名簿

	委員区分	委員名
1	地域を代表する者	古本 克己
2		谷口 康博
3		堀 謙吾
4		片山 勝代
5		藤本 憲男
6		小笠原 正義
7	識見を有する者	中川 幾郎
8		北野 昌子
9		婦木 敏
10		荻野 耕作
11		山内 進
12		高見 多和子
13		梅垣 喜美代
14		荻野 美代子
15		細見 尚二
16		小谷 邦彦
17		白滝 里香
18	一般公募による市民	岩崎 厚夫
19		田村 庄一
20		篠倉 義弘
21		吉見 安弘
22		矢持 一明
23		芦田 文子
24		荻野 洋子
25		竹村 克也
26		近藤 まさ子
27		山本 繁行
28	市議会議員	高橋 信二
29		荻野 拓司
30		太田 喜一郎

丹波市自治基本条例 職員プロジェクトチーム

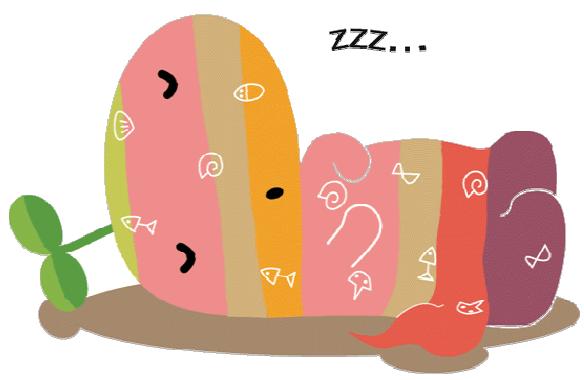
総務部総務課文書法制係	藤田 勝彦
財務部行革推進課行革推進係	足立 良二
生活部生活安全課交通・防犯係	井上 博生
環境部環境政策課環境政策公害対策係	高見 卓之
教育委員会社会教育部・中央公民館事務局	芦田 恒男

事務局（企画部心の合併室）

心の合併室長	山中 直喜
心の合併室地域づくり推進係長	山本 崇
心の合併室地域づくり推進係主査	中道 裕美
心の合併室定住促進係係長	河津 千鶴
心の合併室定住促進係主査	山崎 和也

(運営支援/アドバイザー)

特定非営利活動法人N P O政策研究所理事長 専務理事 客員研究員	直田 春夫 相川 康子 北川 真理子
---	--------------------------



丹波市 参画と協働の指針

平成23年（2011年）3月

丹波市自治基本条例審議会／丹波市

〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市 企画部心の合併室地域づくり推進係
電話 0795-82-1001（4月からは地域協働課）